

# 平成29年度 福祉タクシー・循環バス・公衆浴場 各助成券の申請受付が始まります

「タクシー券」・「循環バス券(あざみ号・スワンバス)」・「公衆浴場券」の中から

いずれかひとつ選択できます。※年度の途中で券の種類を変更することはできません。

- ◆受付開始日 平成29年3月1日(水)から(土・日・祝日を除く)
- ◆受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ◆受付場所 町庁舎1階 健康福祉課 高齢者係



町に住民票があり、在宅の方(介護施設等に入所している方は除く)が下記に該当する場合、諏訪6市町村内に事業所があるタクシーや循環バス(あざみ号・スワンバス)、あるいは町内の公衆浴場(一部の浴場を除く)を利用する際に、金額の一部を助成しています。

これまでに申請されている方も、継続を希望される場合は年度ごとに手続きが必要となります。

ご本人が直接窓口に来られない場合は、ご家族様等代理の方でも手続きができます。

## 【対象者】 (平成29年4月1日現在)

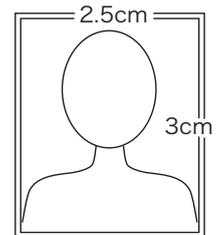
- 1 満79歳以上の方(誕生日の日から)
- 2 介護保険の要支援または要介護の認定を受けている方
- 3 身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が1級または2級に該当する方
- 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害程度が1級または2級に該当する方
- 5 療育手帳の交付を受け、障害程度がA1・A2・B1のいずれかに該当する方
- 6 人工透析患者の方で、「じん臓機能障害」に該当する身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が1級・3級・4級のいずれかに該当し、かつ「自立支援医療受給者証」または「特定疾病療養受療証」をお持ちの方
- 7 運転免許証を返納し、「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消し通知書」をお持ちの方

満79歳の誕生日を迎えた方や、あらたに上記2から7の対象者となった方は、その時点で申請の手続きをお願いします。  
ただし、障害者の方が使用する目的で、地方税法の規定により自動車税または軽自動車税の減免を受けている場合は、満79歳以上の方でも対象外となります。

## 【申請の際に必要なもの】

### 初めての方

- ①印鑑 (窓口に来る方の認め印)
- ②写真(利用者証作成用)  
1枚(横2.5cm×縦3cm)



- ◆1年以内に撮影  
正面を向き顔がはっきりわかる写真  
(帽子、サングラスなしのもの)
- ◆顔写真が添付された書類(身体障害者手帳等の各種手帳または運転経歴証明書)をお持ちの方は、写真の提出は必要ありません。(利用者証のかわりとして使用できます)
- ③「各種手帳(身体障害者手帳等)」や「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消し通知書」をお持ちの方は申請時に窓口で提示をお願いします。

### 継続される方

- ①印鑑(窓口に来る方の認め印)
- ②下諏訪町福祉タクシー等利用者証  
※利用者証を紛失された方は再発行します。  
顔写真(上記記載のもの)をお持ちください。
- ③上記②のタクシー等利用者証の交付を省略されている方は「各種手帳(身体障害者手帳等)」や「運転経歴証明書」

■問い合わせ 下諏訪町 健康福祉課 高齢者係 電話27-1111(内線126・127)

平成29年  
4月から

# 介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

これから高齢化が進むにつれて、一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症の高齢者の増加が予想されます。住み慣れた地域で、いつまでも元気で生活するためには、地域全体で高齢者を支えるとともに、生活の質の向上を目指し要介護状態等となることを予防することが大切です。

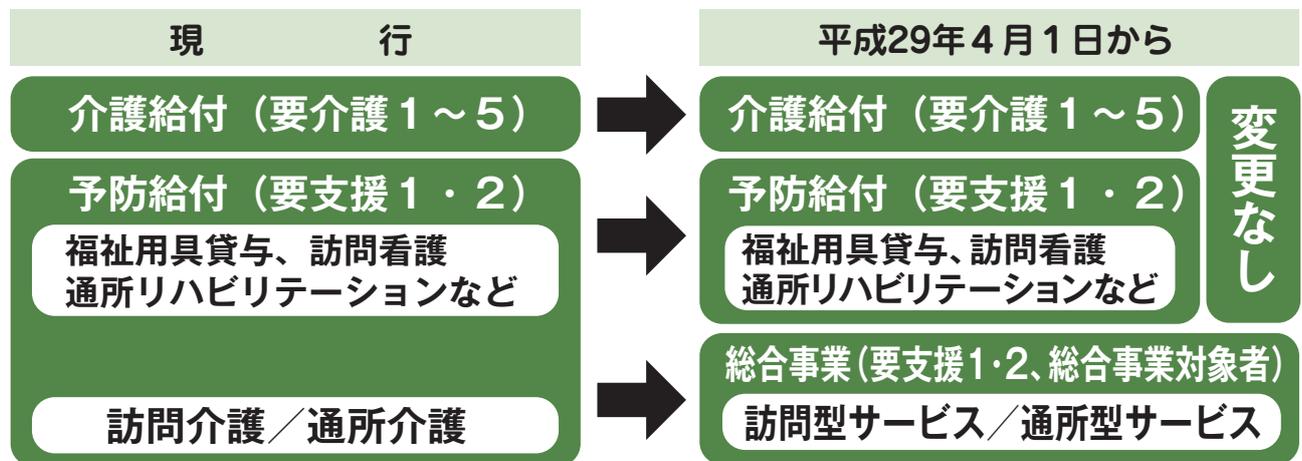
そのための仕組みとして、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）を平成29年4月から開始します。

## ○総合事業の概要

介護予防訪問介護と介護予防通所介護を総合事業に移行します

全国一律で実施されてきた介護保険制度の予防給付（要支援者に対するサービス）のうち、訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）を総合事業に移行し、地域の実情に合った事業として実施します。

※ホームヘルプサービスとデイサービス以外の予防給付（介護予防福祉用具貸与など）に変更はありません。



## ○総合事業のサービスの種類

訪問型サービス（ホームヘルプサービス）

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパー等による調理や掃除、洗濯などの支援を受けることができます。

※これまで介護サービス事業者から提供されていたホームヘルプサービスと同等のサービスを引き続き受けることもできます。

通所型サービス（デイサービス）

通所介護事業所で、閉じこもり予防や日常生活を自立するための支援を日帰りで受けることができます。

※これまで介護サービス事業者から提供されていたデイサービスと同等のサービスを引き続き受けることもできます。



## ○総合事業のサービスを利用できる方

要支援1、2の方。「基本チェックリスト」により総合事業対象者と判定された65歳以上の方。

## ◇申込み方法◇

町高齢者係、地域包括支援センターへ相談してください。必要に応じて地域包括支援センターで基本チェックリスト（生活機能について調べる25項目の質問）を実施します。その結果を踏まえて、地域包括支援センター職員やケアマネジャーが、本人の意向や心身の状態などを確認しながら、サービス利用計画を作成します。

※現在、要支援1、2の方で訪問介護や通所介護の利用者は、要支援認定更新の際に総合事業に移行します。

※総合事業以外の予防給付を利用する場合は、要支援認定が必要です。

■問い合わせ 下諏訪町 健康福祉課 高齢者係 電話27-1111（内線124～127）

下諏訪町地域包括支援センター 電話26-3377